

# 児童手当についてのお知らせ

今年度も、生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

## ▼手当を受給できる方

中学校修了前の児童を養育している方

## ▼支給金額

- ・ 3歳未満 月額15,000円／人
- ・ 3歳以上小学校修了前
  - 第1子、第2子 月額10,000円／人
  - 第3子以降 月額15,000円／人
- ・ 中学生 月額10,000円／人
- ・ 所得制限限度額以上の方の中学生以下の児童 月額5,000円／人

## 《所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

## ▼支給月

- 平成26年 6月（平成26年 2月分～5月分）
- 平成26年10月（平成26年 6月分～9月分）
- 平成27年 2月（平成26年10月分～平成27年1月分）

## ▼その他留意事項

- \*次の方は、町民課戸籍年金係で申請手続きが必要です。
  - 出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する児童が増えた方
  - 他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方
 原則申請をした月の翌月分から支給となります。出生や転入などの場合は15日以内に申請してください。
- \*児童手当の給付を受けている方は、毎年6月に、前年の所得状況や年金の加入状況を記載した現況届を提出する必要があります。別途ご案内いたしますので忘れずに提出ください。
- \*公務員の方は、手続きが必要な場合、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。
- \*子育て支援のために児童手当を町に寄付することができます。ご希望の方はお問い合わせください。



■問い合わせ 健康福祉課 子育て支援係 ☎86-0212

# ファミリーサポートをご利用ください

保育園の送迎ができない、休日なのに仕事が休めない…など育児をお願いしたいかた（利用会員）に対して、育児を応援したい方（協力会員）が自宅での預かりや送迎など子育てを支援するのがファミリーサポートです。

## ファミリーサポート利用の手順

利用会員（登録必要）

「子どもを預かってください」



ファミリーサポートセンター

「わかりました。協力会員を紹介します」



協力会員（登録必要）

「はい。お預かりします。」

## ●協力会員を募集しています！

子どもさんと接することが好きなかた大歓迎です。

## ファミリーサポートの利用時間と利用料金

- ①時間 午前7時～午後7時まで（要予約）  
※上記以外の時間に利用したい場合はご相談ください。
- ②料金 平日 1時間あたり600円  
土日・祝日 1時間あたり700円

- ◎休日2時間30分以上ファミリーサポートセンターを利用する場合、町が利用料金の一部を支援します。（2時間までの利用は通常料金となります）

## 休日利用料金と助成額

	2時間30分以上		助成額（助成後）
	利用料金		
利用料金	① 2時間30分	1,750円	① 300円（1,450円）
	② 3時間	2,100円	② 600円（1,500円）
	③ 3時間30分	2,450円	③ 900円（1,550円）
	④ 4時間以上	2,800円以上	④ 1時間あたり300円

■問い合わせ 子育て支援センター「にこポート」・ファミリーサポートセンター ☎87-0083